

行政財産の使用料の徴収に関する条例

昭和 50 年 12 月 22 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する場合の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(洗車場の使用料)

第 2 条 岸和田市貝塚市清掃施設附属洗車場(以下「洗車場」という。)を使用する者は、岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者(以下「管理者」という。)の定める方法により洗車場の利用 1 回当たり 100 円の使用料を納付しなければならない。

(その他の使用料)

第 3 条 前条に定めるもののほか、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の額及びその徴収方法は、岸和田市の例による。

(使用料の減免等)

第 4 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 11 月 28 日から適用する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。